

選挙供託制度に関する憲法上の問題点 ～被選挙権との関連で～

小 倉 一 志

1. はじめに

2008年（平成20年）11月21日、自由民主党選挙制度調査会は衆議院議員・参議院議員選挙の立候補に必要な供託金を現在の3分の2に減額するとともに、供託金没収点（基準）を現在の2分の1とすること等を内容とした「公職選挙法の一部を改正する法律案」を了承した¹。（第170回）国会には、衆議院議員提出法律案として提出されたが（衆法3号；12月15日受理）、その後、「閉会中審査」とされた²。

新聞報道によると供託金没収による財政圧迫等から候補者を絞り込む傾向にある少数野党からの立候補を促し、野党候補の乱立を狙ったものと伝えられている³が、その政治的意図が那邊にあるかは別として、憲法学のレンズを通して見るならば、選挙供託制度と被選挙権との関係が問題となるように思われる。しかし、従来の学説においては、この点に関する議論が十分に行われてきたとはいえず⁴、後で見る判例に対する反応も乏しい状況にある。

本稿では、選挙供託制度及びそれに関する判例を見るとともに、被選挙権との関係について検討を加えることにする。被選挙権が基本的人権の1つであるならば、その被選挙権を制約する恐れのある選挙供託制度の有り様は単なる立法裁量に委ねられるものではなく、憲法的価値に基づいたコントロールに服するはずであるというのが筆者の基本的なスタンスである。

2. 選挙供託制度の概要と判例

(1) 制度の概要

わが国の選挙供託制度の歴史は、1925年（大正14年）に（男子）普通選挙制が実施された時より始まる（衆議院議員選挙に加えて、翌年には府県議会議員選挙にも導入）。この制度はイギリスの人民代表法（1918年）に倣い、「売名候補者又は泡沫候補者の立候補を妨げ、選挙の混雑を少なくし、併せて選挙が誠実厳正に行わ」れること⁵を表向きの理由として導入されたものであるが⁶、（奏任官の初任年俸が900円である時代に）衆議院議員の供託金が2000円と高額であることからわかるように、無産政党の議会への進出を抑制することが真の理由であったといわれる⁷。戦前においても、「普選法を施行して、財産資格による制限を撤廃しながらも、供託金制度を作り出して被選挙権を制限するということは、普選制度精神の内部矛盾である」「多額の保証金を必要とする制度も其自身、財産標準を積極要件の一としたのと同様であるから、謂わば被選挙権に於ける制限選挙制度の復活に外ならない」⁸等との批判があり、第1次近衛内閣での議会制度審議会で1000円に減額する答申が行われたり（1938年（昭和13年））、大政翼賛会で選挙制度改革に関する基本資料が作成された際（1940年（昭和15年））に廃止が検討されたという⁹。

しかし、この選挙供託制度は廃止されることなく、戦後においても残存することになった。参議院議員選挙法・地方自治法の制定（1947年（昭和22年））、公職選挙法への法制度の統合（1950年（昭和25年））、参議院議員選挙における全国区制の廃止と比例代表制の導入（1982年（昭和57年））、衆議院議員選挙における中選挙区制の廃止と小選挙区比例代表並立制の導入（1994年（平成6年））などの制度変更に伴う修正や供託金の値上げが行われてきたが、現在においても選挙供託制度は厳然と存在し続けている¹⁰。

現在の公職選挙法92条は「（売名候補者や泡沫候補者のような）真に当選を争う意思のない候補者の乱立を防止する目的」¹¹で一定の

金額またはこれに相当する額面の国債証書を供託するものとしており、一定の得票数に達しなかった場合には選挙の種類に応じて、国庫あるいは都道府県・市町村に帰属することになっている（公選法93条・94条）。より具体的には、衆議院（小選挙区選出）議員・参議院（選挙区選出）議員・都道府県知事は300万円、指定都市の市長は240万円、それ以外の市長は100万円、町村長は50万円、都道府県議会議員は60万円、指定都市の市議会議員は50万円、それ以外の市議会議員は30万円の供託が候補者の届出をしようとする者に求められ（公選法92条1項）、衆議院（比例代表選出）議員・参議院（比例代表選出）議員は600万円（ただし、衆議院議員の比例代表と小選挙区に重複立候補する場合には300万円）の供託が届出をしようとする政党その他の政治団体に求められる（公選法92条2項・3項）。その上で、供託金没収点は、衆議院（小選挙区選出）議員・地方公共団体の長は有効投票総数の10分の1、参議院（選挙区選出）議員・都道府県議会と市議会の議員は選挙区内の議員の定数によって有効投票総数を割った数の8分の1・10分の1となっている（公選法93条1項）。また、衆議院（比例代表選出）議員では衆議院名簿登載者の中で重複立候補し、小選挙区において当選した人数に300万円を掛けた金額と比例代表での当選人数に600万円を掛けた金額との合計が供託した金額を下回った場合に、その差額が没収され、参議院（比例代表選出）議員では比例代表での当選人数の2倍以上の名簿登載者がいた場合には、その超過した人数に600万円を掛けた金額が没収されることになっている（公選法94条1項）^{12・13}。

(2) 判例

選挙供託制度が裁判上問題となったケースとしては、次の判決が知られている。ここでは、平成8年神戸地裁判決¹⁴と平成9年大阪高裁判決¹⁵を中心に見ることにする。

(a)神戸地判平成8年8月7日・大阪高判平成9年3月18日

〔事実の概要〕

兵庫県議会議員選挙（1995年（平成7年）6月11日執行）に高砂市選挙区から立候補したが落選し、得票数が法定得票数に達しなかったため¹⁶、立候補の際に供託した60万円を没収された原告・控訴人が、選挙供託制度の違憲性を主張し、国および兵庫県に対して供託金相当額の返還等を求めた。

〔判決要旨（神戸地裁）〕

神戸地裁判決は、(1)（供託金の）返還請求の訴訟形式、(2)選挙供託制度の違憲性、の2点につき、次のように判示した。

(1)返還請求の訴訟形式について

「行政機関である供託官は、選挙供託をした者から供託金の返還請求を受けた場合、公職選挙法や同施行令等に定められた返還請求の要件を充たすかどうかについて審査することができるが、右法令で定められた選挙供託制度が憲法に違反するかどうかの点については審査することはできない」。

選挙供託制度の違憲性を主張して供託金相当額の返還を求めている本件のような場合において、「供託官のした返還請求却下決定に対する取消訴訟によらなければならないとすれば、前記の供託官の審査権限からみて、憲法違反の問題については判断されずに取消請求が棄却されることになるが、このような事態は、抗告訴訟の他に公法上の当事者訴訟を認めることにより公法上の権利関係の存否を争う途を設けた行政事件訴訟法の解釈としておよそ適切とはいえない。」したがって、「本件訴えは、公法上の当事者訴訟として適法なものというべきであ」る。

(2)選挙供託制度の違憲性について

「憲法15条1項は、選挙権が基本的な人権の1つであることを明らかにしているが、被選挙権又は立候補の自由については特に明記はしていない。」しかし、「被選挙権を有し、選挙に立候補しようとする者がその立候補について不当な制約を受けることがあれば、

選挙人の自由な意思の表明が阻害され、自由かつ公正な選挙の本旨に反すること」を考えると、「憲法15条1項は、立候補の自由についても重要な基本的人権として保障していると解するのが相当である」。

他方、「憲法47条は、選挙に関する事項について法律で定めるものとして」おり、「選挙制度の具体的な決定を原則として国会の裁量的権限に任せる趣旨」と解されるが、「立法府の判断が合理的範囲内であるとして、その合憲性を肯定するには、重要な公共の利益のために必要最小限度かつ合理的な措置であることを要する」というべきである」。

「選挙供託制度の目的は、選挙人の自由かつ公正な意思の形成、ひいては選挙の自由かつ公正という重要な公共の利益にあるというべきであり、「公職選挙に立候補する際に一定の金員を供託させ、一定の要件でその供託金を没収することは、一定の経済的負担を覚悟させることにより、不正な目的を持つ者が立候補することを抑制する効果があり、他により制約の少ない方法でこのような者の立候補を抑制する方法は認められていないのであるから、」「必要最小限度の方法である」。また、「立候補の自由に対する制約の目的、内容、必要性、これによって制約される立候補の自由の性質、内容及び制限の程度を総合考慮すると」合理的な措置でもある。「よって、都道府県議会議員選挙における選挙供託制度は、立候補の自由を規定した憲法15条1項に違反しない。」^{17・18}

〔判決要旨（大阪高裁）〕

大阪高裁判決は、神戸地裁判決を引用しつつ、より詳細な理由を付加することによって補強を行っている。ここでは、付加された判示部分（の一部）を取り上げる。

(1)返還請求の訴訟形式について

「本件のように供託原因の違憲無効及び選挙供託制度の違憲無効を主張して原状回復としての供託物の取戻請求をする場合、先にみ

たとおり、供託官の行政処分に対する抗告訴訟によることなく直ちに供託物の取戻を求める訴訟を提起することが許されると解したからといって、供託原因の存否を巡って争われる通常の供託物取戻請求について供託官に審査権限を与えた法の趣旨を没却することになるというものとはいえない。本件について、控訴人に供託物取戻手続を採るように要求することが控訴人に多大な負担を課することになって酷であり、供託官の不利益処分を受けた後これに関する訴訟で争うことによっては重大な損害を被るおそれがあるといった事情が認められないとしても、右判断が左右されるものではない。」

(2)選挙供託制度の違憲性について

「選挙供託制度は、真に当選を争う意思がなく、選挙の妨害や売名等の目的を持って立候補する者に限らず、候補者一律に供託を求めているのであって、供託が選挙の妨害や売名等の目的を有する者の立候補を抑制し、候補者による選挙の妨害や売名等の活動を防止する事実上の効果を持つものであるが、内心に選挙の妨害や売名等の目的を有する者の立候補を制限することを直接の目的とする制度ではなく、選挙の妨害や売名等の不正の目的を持って立候補しようとしているというだけで事前に候補者から排除することを目的としているものでもない。又、供託すべき金額は県議会議員選挙については60万円（なお、衆議院、参議院の議員の選挙については300万円）と決して少なくない額であるが、憲法47条により選挙に関する事項について合理的裁量権を有する国会が定めたものであり、金額からみて裁量の範囲内と解される。選挙供託制度は、自由かつ公正な選挙の実現のため、供託を求めることによって立候補について慎重な決断を期待しているのであって、その実際的意味が無産者からの立候補をしにくくし、無産者の参政権の行使を阻害するところにあるということとはできない。」

公職選挙法は、「従来の各種選挙法令を統合して、昭和25年4月15日制定された議員立法であり」、「大正14年改正の衆議院議員選挙法や、大正15年改正の府県制をそのまま継承したものではない。

大正14年の衆議院議員選挙法の改正によって取り入れられた選挙供託制度が公職選挙法においても規定されているからといって、公職選挙法は、国民が等しく参政権を有することを踏まえて、自由かつ公正な選挙によって国会及び地方議会の議員や地方公共団体の長を選出する方法を定めているのであって、無産者に対する政治的弾圧を目的とする性格を継承しているということとはできない。」

その他、本稿のテーマと直接関連する判例ではないが選挙供託制度に関するものとして、平成17年津地裁判決¹⁹と平成18年名古屋高裁判決²⁰がある。

(b)津地判平成17年8月25日・名古屋高判平成18年1月31日

〔事実の概要〕

亀山市議会議員選挙（2003年（平成15年）4月27日執行）に立候補した原告・控訴人の姓の表記を亀山市選挙管理委員会が（候補者の届出とは異なり）常用漢字とした（「櫻」井を「桜」井とした）措置は、原告・控訴人の人権を侵害することから違憲であり、公選法235条2項（虚偽事項の公表罪）にも違反することから、その結果としての供託金（30万円）の没収²¹も違憲・違法であるとして出訴した。

〔判決要旨（津地裁・名古屋高裁）〕

津地裁判決は、先の神戸地裁判決・大阪高裁判決と同様に「公法上の当事者訴訟」であると解した上で津地方法務局に対する訴えを却下するとともに、国および亀山市に対する訴えについては、①原告・控訴人自身が以前より頻繁に常用漢字「桜」を用いていたこと、②市選挙管理委員会は選挙人の誤解や記載誤り等を防ぐ目的から「桜」としたことを考えると（常用漢字とした）本件措置が特に不合理なものとはいえず、公選法235条2項に違反する行為と見ることはできない。また、①②に加えて、③社会通念上も「櫻」を「桜」として表記することが認められていることからすれば、憲法が規定する人

権を侵害したともいえないとして、原告・控訴人の請求を棄却した。

更に、名古屋高裁判決も津地裁判決を引用し、同様の結論を導いている。

(c)小括

わが国において選挙供託制度の違憲性が初めて争われたのが、(a)で見た神戸地裁判決と大阪高裁判決であると言われている²²。これらの判決では、①返還請求の訴訟形式は「公法上の当事者訴訟」によるとした上で（この理解は、(b)で見た津地裁判決と名古屋高裁判決に引き継がれている）、②憲法15条1項は立候補の自由を保障していると解するのが相当であるが、他方、③憲法47条は「選挙に関する事項」の決定を国会の裁量に委ねていると解されることから、選挙供託制度の合憲性を肯定するには、「重要な公共の利益のために必要最小限度かつ合理的な措置である」必要があるとしている。

次に項目を改めて、被選挙権ないし立候補の自由に関する学説と判例を見ることにする。

3. 被選挙権に関する学説と判例

(1) 学説

(a)伝統的な学説

伝統的な学説は、被選挙権を権利とは解さず、権利能力ないし「資格」に過ぎないとしてきた（権利能力説）。例えば、清宮四郎教授は「選挙人団によって選定されたとき、これを承諾し、公務員となりうる資格を被選挙権という。選挙法でもこれを被選挙権といっているが、選挙されうる資格であって、選挙されることを主張しうる権利ではない」²³とされ、林田和博教授も「被選挙権とは選挙によって議員その他の公職に就き得るための資格」²⁴とされていた²⁵。

(b)現在の学説

これに対して、現在の学説（の多く）は権利性を肯定している。

その中では、被選挙権を立候補権と構成する説（立候補権説）が主流をなすが、「立候補して被選挙権者となることは、主権者にとって、議員の選定と同様に重要な主権行使の一形態であり、被選挙権も、選挙権と同様に、主権者の主権行使に参加する権利として選挙権と一体的に捉え」る²⁶説（権利説）もある。

根拠条文については、①憲法15条1項に根拠を求める説²⁷が多いが、それ以外にも、②憲法44条が選挙権と被選挙権とを区別していないことを根拠とする説²⁸、③「公務就任権の本体的な根拠は、13条の『幸福追求権』にある」と解し、憲法13条に根拠を求める説²⁹、④選挙権と被選挙権は、「治者（代表）と被治者の自同性という国民主権の原理から導き出され」るとの理解から、根拠条文を43条1項と93条2項に求める説³⁰なども主張されている³¹。

(2) 判例

被選挙権に関する（最高裁）判例としては、昭和30年最高裁判決³²と昭和43年最高裁判決³³が知られている。

(a)最大判昭和30年2月9日

〔事実の概要〕

衆議院議員総選挙（1953年（昭和27年）10月1日施行）において長野県第4区から立候補した者の運動員が票の取りまとめを依頼し、その見返りとして現金の授受等を行った行為が買収罪（公選法221条）にあたりとされた³⁴結果、選挙権・被選挙権の停止（公選法252条）を受けたため、この公選法252条の違憲性を理由に上告した。

〔判決要旨（法廷意見）〕

「国民主権を宣言する憲法の下において、公職の選挙権が国民の最も重要な権利の一であることは所論のとおりであるが、それだけに選挙の公正はあくまでも厳粛に保持されなければならないのであって、一旦この公正を阻害し、選挙に関与せしめることが不相当とみとめられるものは、しばらく、被選挙権、選挙権の行使から遠ざ

けて選挙の公正を確保すると共に、本人の反省を促すことは相当であるからこれを以て不当に国民の参政権を奪うものということではできない」。

〔判決要旨（斎藤悠輔裁判官・入江俊郎裁判官の補足意見）〕

「選挙権については、国民主権につながる重大な基本権であるといえようが、被選挙権は、権利ではなく、権利能力であり、国民全体の奉仕者である公務員となり得べき資格である。」そして、憲法44条が、「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律で定める」ものとしていることから、「法律は、選挙権、被選挙権、並びにその欠格条件等につき憲法14条、15条3項、44条但書の制限に反しない限り、時宜に応じ自由且つ合理的に規定し得べきものと解さなければならぬ」。

(b)最大判昭和43年12月4日

〔事実の概要〕

三井美唄炭鉱労働組合は美唄市議会議員選挙（昭和34年4月30日施行）において組合の統一候補を選出し支持することにしたが、（統一候補に選出されなかった）組合員でもある現職が立候補し、再選を果たした。この間、組合役員らはこの現職に対して立候補を断念するよう説得を試みていたが、それに止まらず、除名処分となることを仄めかし、実際にも、組合員の権利停止（1年間）としたため、選挙の自由妨害罪（公選法225条3号）にあたるとして起訴された。裁判では、組合の統制権との関係で、被選挙権が問題となった。

〔判決要旨〕

憲法15条1項は、「選挙権が基本的人権の1つであることを明らかにしているが、被選挙権または立候補の自由については、特に明記するところはない。」しかし、「被選挙権を有し、選挙に立候補しようとする者がその立候補について不当に制約を受けることがあれば、そのことは、ひいては、選挙人の自由な意思の表明を阻害することとなり、自由かつ公正な選挙の本旨に反すること」からもわ

かるように、「立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持するうえで、きわめて重要である。このような見地からいえば、憲法15条1項には、被選挙権者、特にその立候補の自由について、直接には規定していないが、これもまた、同条同項の保障する重要な基本的人権の1つと解すべきである。」

(3) 小括

学説は、被選挙権を権利能力ないし「資格」に過ぎないと解し、権利性を否定する立場から、（権利の根拠づけ・根拠条文等に理解の相違が見られるものの）肯定する立場へと移ってきている。また、判例も同様である。昭和30年最高裁判決の多数意見では、この点についての言及はなかった³⁵が、斎藤・入江補足意見は、伝統的な学説と同じ立場をとることを明らかにし、昭和43年最高裁判決以降は、立候補の自由も憲法15条1項の保障する「重要な基本的人権の1つ」と解するようになっていく。

ただし、被選挙権ないし立候補の自由を制約する立法等に対する違憲審査基準については、学説と判例の間で理解の相違がある。判例は権利性を肯定すると同時に、「選挙に関する事項」の決定を国会の裁量に委ねていることから、比較的緩やかな基準が適用されると解しているが、学説は被選挙権ないし立候補の自由の重要性を強調し、厳格な基準が適用されるとするものが比較的多いように思われる。

その代表的な学説としては、「立候補の自由を基本的人権と考える以上、被選挙権の制限はすべて基本的人権の剥奪として扱うべきである。そして、やむにやまれない政府利益を達成するために必要不可欠なものでない限り、制限は許されないと考えるべきである」³⁶とされる松井茂記教授、「『厳格な審査』のテストが適用される」（その結果、選挙供託制度は、「規制目的の達成にとって『途方もなく不適合な』手段であって、経済的理由で被選挙権の帰属・行使を制限するもので違憲である」）³⁷とされる青柳幸一教授、「厳格な審査

が必要である」(その結果、「資金を欠くものに対し一定数有権者の署名により代替することを認めるなどの措置が採られなければ、違憲の疑いが強い」)³⁸とされる高橋和之教授³⁹、「目的と効果の因果関係に照らして」「手段が必要不可欠であり、権利制約の程度が必要最小限である」ことが求められる⁴⁰とされる辻村みよ子教授、被選挙権は、「民主政治にとって重要な権利であること、したがってそれを制限するには必要最小限のものでなければならず、合憲性審査は厳格審査であることを要する」⁴¹とされる永山茂樹教授の説があげられる⁴²。

これらの学説からすれば、現行の選挙供託制度は、「貧困な人の立候補を不可能にするもので、15条に反し違憲無効」⁴³との結論が導かれることになる。

4. まとめに代えて

本稿では、供託金に関する制度・判例とともに、被選挙権との関連について検討した。これにより、現在の学説・判例は、その権利性を承認しており、学説(の多く)は判例よりも国会の裁量を厳しく枠づけようとしていることが明らかになった。

本稿における検討を通じて、筆者の抱いている問題関心の一端を示すことはできたと思う。より詳細な検討は他日を期すことにしたいと考えている。

選挙供託制度に関する憲法上の問題点～被選挙権との関連で～（小倉）

- 1 北海道新聞2008年（平成20年）11月22日朝刊。後で見ると、供託金・供託金没収点は、地方公共団体の長、都道府県議会・市議会の議員の場合にも規定されている（従って、町村議会の議員にはない）が、今回の改正案の対象とはなっていない。
- 2 その後、衆議院政治倫理確立・公職選挙法改正特別委員会（2009年（平成21年）7月8日）、衆議院本会議（同月9日）で可決され（http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DA531E.htm (last visited Dec. 6, 2009)）、参議院に送付された（<http://www.jiji.com/jc/?k=200907/2009070900098> (last visited Dec. 6, 2009)）。
- 3 例えば、北海道新聞2008年（平成20年）12月30日朝刊。同記事は、2005年（平成17年）9月11日執行の第44回衆議院議員総選挙の結果、日本共産党が選挙区で6億6900万円、比例代表で6900万円をそれぞれ供託金没収のために負担したことを報じている。
- 4 わが国の制度を検討したものとして、縣幸雄「公職選挙法における供託金制度の合憲性について」大妻女子大学紀要（文系）25巻143頁、アメリカにおける判例を中心に検討したものとして、青柳幸一「選挙における供託金制度の違憲性」横浜経営研究Ⅳ巻2号65頁がある。
- 5 森口繁治『選挙制度論』（日本評論社・1931年）433頁。
- 6 吉田善明『選挙制度改革の理論—議会制民主主義と選挙制度—』（有斐閣・1979年）267頁。
- 7 柚正夫『日本の選挙政治』（青木書店・1963年）25頁、松尾尊允『普通選挙制度成立史の研究』（岩波書店・1989年）329-330頁。
- 8 森口・前掲書〔注5〕183頁。
- 9 柚・前掲書〔注7〕26頁、吉田・前掲『選挙制度改革の理論』〔注6〕267頁。
- 10 戦前・戦後における選挙供託制度の変遷については、縣・前掲論文〔注4〕146-154頁、自治省選挙部編『選挙法百年史』（第一法規出版・1990年）参照。
- 11 東尾正・石川善朗『公職選挙法』（ぎょうせい・1992年）162頁、秋山陽一郎『選挙・政治活動法』（ぎょうせい・1984年）198頁。林田和博『選挙法』（有斐閣・1958年）124頁、杉原泰雄『80年代憲法政治への序章（上）』（勁草書房・1980年）195-196頁、吉田善明『議会・選挙・天皇制の憲法論』（日本評論社・1990年）168頁も同旨。なお、参議院比例代表選出議員の場合は「当選を度外視して安易に名簿登載者の数を増すことを防止する」ためとされており（秋山・同書198頁）、衆議院比例代表選出議員の場合も同様に考えられよう。更に、上條末夫「政党化した参院の役割は—供託金400万円は高すぎる—」国会月報29巻403号4頁、T・K「参議院比例代表選挙と供託金」登研499号133頁参照。
- 12 吉田善明ほか『〔四訂版〕公職選挙法の解説』（一橋出版・1998年）47-51頁〔川村清執筆〕。
- 13 供託金（保証金）は、わが国が倣ったとされるイギリスのみならず、アメリカ等にも見られるが、わが国と比較すると非常に低額である。また、フランスのように廃止した国もある（大石真「政治活動の法的枠組み」高橋和之

- ほか『岩波講座 現代の法3 政治過程と法』（岩波書店・1997年）250頁（大石『憲法秩序への展望』（有斐閣・2008年）所収74頁）、青柳・前掲論文〔注4〕70頁、杉原・前掲書〔注11〕194頁）。
- 14 判時1600号82頁、判タ946号176頁、判自167号36頁。なお、判例評釈は見あたらない。
- 15 訴月44巻6号910頁。判例評釈として、河合裕行「判例の紹介」民研490号32頁がある。なお、高裁判決を支持した最判平成11年12月16日（第1小法廷）があると伝えられているが、未見である（インターネット上の選挙活動が公職選挙法の規定に違反し許されないとした総務省の解釈が争われた東京高判平成17年12月22日の被告準備書面（http://www.geocities.jp/netelec05/hikoku_jyunbi2.html（last visited Dec. 6, 2009））参照）。
- 16 原告・控訴人の得票数は665票であり、法定得票数（公選法93条に規定する得票数）は1800.40票であった（判時1600号83頁）。
- 17 原告は、憲法15条1項の他に、14条1項、15条3項・4項、13条違反の主張も行っているが、この点についての判示部分は省略する。
- 18 前掲・東京高判平成17年12月22日（判例集未登載）も、選挙に関する事項の決定は「原則として立法府である国会の裁量的権限に委ねられており、選挙供託制度も合理性がないとはいえないし、これらの制限が「憲法の各規定に反するとも考えられない」としている。
- 19 判自283号15-20頁参照。
- 20 判自283号13頁。
- 21 原告・控訴人の得票数は10万4565票であり、法定得票数は10万6375票であった（判自283号15頁）。
- 22 判時1600号83頁。更に、縣・前掲論文〔注4〕158頁注18参照。
- 23 清宮四郎『憲法Ⅰ〔第3版〕』（有斐閣・1979年）142頁。清宮四郎編『憲法』（青林書院・1960年）302頁〔作間忠雄執筆〕も同旨。
- 24 林田・前掲書〔注11〕96頁。
- 25 現在でも、被選挙権を公職就任権（「個々の国民自身のみならずから国家意思を形成し又は決定する公務に直接就くことのできる地位・能力」とし、条文上の根拠を「政治的関係」における差別の禁止（憲法14条）に求める説もある（大石・前掲論文〔注13〕237-238頁（大石・前掲『憲法秩序への展望』〔注13〕所収61-62頁）、大石真『憲法講義Ⅱ』（有斐閣・2007年）216頁）。なお、この説は、昭和43年最高裁判決を「（憲法15条1項の）規定の表現からみて不当な拡大解釈であるのみならず、被選挙資格が立法政策的に決定される可能性をもつこと、および政党本位制選挙のありうることを看過している点で、適当でない」（小嶋和司『憲法概説』（信山社・2004年）341頁）と批判している。
- 26 辻村みよ子「選挙権論と選挙問題の現況」憲法理論研究会編『参政権の研究』（有斐閣・1987年）18頁。
- 27 松井茂記『日本国憲法〔第3版〕』（有斐閣・2007年）408頁、吉田善明『日本国憲法論〔第3版〕』（三省堂・2003年）474-475頁、奥平康弘『憲法Ⅲ』（有斐閣・1993年）400頁、清水陸『〔増補〕日本国憲法的情景』（中央大学

選挙供託制度に関する憲法上の問題点～被選挙権との関連で～（小倉）

出版部・1987年）198頁。更に、吉田善明『政治改革の憲法問題』（岩波書店・1994年）153-162頁、吉田・前掲『議会・選挙・天皇制の憲法論』〔注11〕208-209頁参照。

- 28 伊藤正己『憲法〔第3版〕』（弘文堂・1995年）111頁。
- 29 佐藤幸治『憲法〔第3版〕』（青林書院・1995年）638頁。
- 30 渋谷秀樹『憲法』（有斐閣・2007年）425頁。
- 31 更に、中村睦男『憲法30講（新版）』（青林書院・1999年）72頁、中村睦男「選挙権の性質」Law School 54号67-68頁、野中俊彦ほか『憲法〔第4版〕』（有斐閣・2006年）515-516頁〔高見勝利執筆〕参照。
- 32 刑集9巻2号217頁、判時45号20頁。判例評釈として、岡田信弘「選挙権・被選挙権の本質と公正」憲法判例百選Ⅱ〔第5版〕330頁、辻村みよ子「選挙権および被選挙権の性格」憲法の基本判例〔第2版〕172頁、井端正幸「選挙権・被選挙権の法的性格」上田勝美編『ゼミナール憲法判例〔増補版〕』（法律文化社・1994年）91頁、作間忠雄「選挙権・被選挙権の本質」憲法判例百選Ⅱ〔第2版〕310頁、若狭勝「選挙権・被選挙権の性質」研修595号57頁がある。
- 33 刑集22巻13号1425頁、判時537号18頁。
- 34 第1審判決では、被告人2名を懲役4月（執行猶予3年）、5名を罰金刑としたが（長野地松本支判昭和28年6月1日刑集9巻2号232頁参照）、第2審判決は7名全員を罰金刑とした（東京高判昭和28年11月28日刑集9巻2号236頁参照）。
- 35 これに対して、若狭・前掲評釈〔注32〕58頁は、「参政権の1つである選挙権・被選挙権については、国民主権を宣言する憲法の下においては、国民の最も重要な基本的権利の1つであると明確に位置づけた」判決と理解している。また、野中俊彦教授も「最高裁昭和30年判決は、全体の趣旨からみて、被選挙権についても基本的権利と見ているように受け取られる」とされる（清宮四郎ほか『（新版）憲法演習3 統治機構Ⅱ』（有斐閣・1980年）7頁〔野中俊彦執筆〕）。
- 36 松井・前掲書〔注27〕408頁。
- 37 青柳・前掲論文〔注4〕69-70頁。
- 38 高橋和之『立憲主義と日本国憲法』（有斐閣・2005年）251頁。
- 39 高橋教授は、その後の論文（高橋和之「多選制限の憲法問題」選挙61巻5号5頁、高橋和之「『被選挙権』は憲法による保障を受けない—日本国憲法における国民主権の構造」ジュリ1340号18頁）で、憲法15条1項が保障しているのは選挙権であり、「被選挙権は、憲法上は選挙権のいわば反射的利益にすぎず、公職選挙法により認められた法律上の権利にすぎない」と主張されている（ただし、憲法44条但書の列挙事由「人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入」に該当する差別の場合は「厳格な審査」が適用されるとする）。選挙供託制度が、憲法15条1項違反の問題のみならず、「財産又は収入」による差別を禁じている憲法44条違反の問題を生じさせているとの指摘は従来よりなされているところであるが（樋口陽一ほか『注解法律学全集 憲法Ⅲ』（青林書院・1998年）60頁〔樋口陽一執筆〕、前田英昭「連

座制と選挙権」駒沢大学法学部研究紀要58号116頁)、本稿ではこれ以上の深入りはしない。

- 40 辻村・前掲論文〔注26〕23頁、辻村・前掲評釈〔注32〕175頁。
- 41 杉原泰雄編『〔新版〕体系憲法事典』(青林書院・2008年)607頁〔永山茂樹執筆〕。
- 42 これに対して、違憲審査基準を緩め、立候補の自由の制限が「許容されるには、立法事実の審査がなされるべきであり、その合理性が厳格に審査されなければならない」(縣・前掲論文〔注4〕13頁)、「制約をうけても、それが合理的な理由に基づくものであれば違憲とならない」(伊藤・前掲書〔注28〕111頁)とされる説もある。
- 43 松井・前掲書〔注27〕409頁。

*本稿は、平成21年度札幌大学研究助成(個人研究)による研究成果の一部である。